

入善中学校いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の1つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめから一人でも多くの生徒を救うために、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策基本法第2条において、いじめとは、「児童等^{*1}に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係^{*2}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{*3}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

※1・・・ 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2・・・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※3・・・ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」（法22条に則り、本校で組織する組織）を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめ防止に向けての組織

「いじめ防止対策委員会」を組織する。いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員をもって組織する。

この委員会で次のことを行う。

- ・ いじめの未然防止へ向けての年間計画の作成
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の収集と記録、共有
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ 重大事態への対応

(4) いじめ防止等へ向けての取組

① いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるということを踏まえ、学校教育のあらゆる場面を捉えて取り組む。

ア 学級経営

- ・ 生徒が安心して生活できる、心の居場所となる学級づくりを進める。
- ・ 生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う望ましい人間関係を育てる。
- ・ 「いじめを許さない」という決意の下、教師と生徒の信頼関係を築く。

イ 教科の授業

- ・ 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」「楽しい授業」づくりを進める。
- ・ 自分と違った見方や考え方を認め、互いに支え合い、学び合える場をつくる。

ウ 道徳

- ・ いのちの教育や人権教育を推進し、生命を大切にすることや人権を尊重する態度を育てる。
- ・ 互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。

エ 特別活動

- ・ 学級・学年・生徒会活動等を通して、人権や生命・仲間の存在の大切さを考え、いじめは許されない行為であることを再認識する時間を設ける。

- ・ 達成感や感動を味わい、人間関係の深化を図ることができる行事等を企画・実施する。
- ・ 生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まない学校にするための活動を促進する。

オ 全校体制

- ・ 日頃から、教職員間で情報を共有し、全教職員が一致協力して指導をする。
- ・ 教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を計画的に実施する。

カ 保護者との信頼関係づくり

- ・ 保護者からの相談に、誠実に対応する。
- ・ 生徒が学校で頑張っている様子や家庭での様子などの、日常的な情報交換を心がける。
- ・ 生徒の様子について、気軽に相談できる関係をつくる。
- ・ 保護者と教師が「子どもにとって何が大切か」という共通した思いで、話し合いをする。

キ ネットトラブル未然防止の指導

- ・ ネット上のいじめは匿名性が高く、解決できない場合が多いことを踏まえ、年間指導計画の中に情報モラルの指導を位置付ける。
- ・ ネットの危険性について理解を深める講習会を開催するなど、保護者に対して、意識の啓発を図る。
- ・ 情報技術の変化に対応できるように、研修会等を通して、最新の情報を得るように努める。

ク 地域や関係機関との連携

- ・ 日頃から、小学校や近隣の中学校、高等学校との情報交換を行い、協力体制をつくる。特に、小学校とは、情報交換を密に行い、円滑な接続に努める。
- ・ PTA や地域の諸団体との交流や世代間交流の機会を設ける。
- ・ 専門家のアセスメントにより、生徒の現状や抱える背景を探り、共に生徒や保護者のケアや問題行動の要因となる環境の改善に当たる。
- ・ 家庭環境等の複雑な課題を抱える場合は、早期に地区の民生委員や児童相談所、行政機関等と協力して支援に当たる。
- ・ 暴力行為には警察に相談するなどしながら、毅然とした対応を行う。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早期段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。いじめの発見のルートには、ア) 本人の訴え、イ) 教職員による発見、ウ) 他からの情報提供（他の生徒、保護者、地域、関係機関など）がある。いじめられている生徒が訴えることができないことが多いので、上記のイ、ウによる発見ができるように心がける。

ア 生徒の変化に気付く

○ 観察による気付き

授業、休憩時間、部活動時、朝学活・終学活、清掃時間等の全ての時間を通して、生徒の様子を観察するとともに、生活ノートの内容や美術等の作品の表現からも変化に気付くように心がける。

項目	現象
服装	服装の汚れが目立つ。
言葉遣い	言い逃れ、うそが多くなる。急にしゃべらなくなる。
友人関係	人間関係が変わり、一人でいることが多くなる。同じ仲間といっても楽しそうでない。ただ、その場にいるだけ。
遊び	プロレスなどの悪ふざけのなかで、技をかけられていることが多い。
授業中などの態度	顔色が悪く元気がなく、無力感が感じられる。目線が一定でなく、常に他人を気にしている。
行動	落ち着きがなくなる。ケガが多くなる。
体に表れる変化	頭痛、腹痛、原因不明の発熱
持ち物	紛失や破損が多くなる。金遣いが荒くなる。(人におごる。)
表現物	生活ノート、作文、答案、描いた絵や作成した造形物

○ 面接による気付き

定期的に全校一斉で担任と生徒との個人面接の機会を設ける。気にかかる生徒とは、回りの生徒にも面接をして、情報収集に努める。また、日頃から生徒とのコミュニケーションを心がけ、生徒が相談しやすい関係の構築に努める。

○ 質問紙や調査による気付き

定期的に悩み調査を行って、生徒が悩みを訴える機会を設ける。他にも生活リズム調査や「とやまゲンキッズ」、Q-U 調査での記述内容を見て、生徒や学級の変化に目を配る。

○ 保護者からの情報収集

学校での気になる様子を伝えて、家庭での様子を聞く。また、日頃から生徒の頑張っている様子を伝えるように心がけ、保護者が学校に相談しやすい関係を築いておく。

○ 地域からの情報収集

学校評議員会や学校のホームページ、学校だよりや学年だより等で、取組を発信するとともに、PTAや地域の諸団体との挨拶運動・ボランティア活動等を通して、生徒の理解を深める。

イ 情報を共有する

生徒の様子についての情報の中には、いじめと判断できるものと直ちにいじめとは判断できにくいものもある。特に、観察によって気付いたものは一過性のものか継続されているものかを見極めなければならない。そのためには、教師が情報を共有し、その当該生徒について全教師で観察していかなければならない。

③ いじめに対する対応

いじめが疑われる情報があった場合、直ちに複数の教職員で分析し、適切な初期対応・二次対応へと行動できるよういじめ防止対策委員会を招集する。必要があると判断した場合、速やかに委員会を開催し、いじめ問題として対応するかどうか決定する。

いじめ問題として対応する場合は、指導方針を決定するとともに、対応チームの構成員を決定し、対応チームを発足させる。

対応チームでは、役割分担を決め、具体的な対応について協議し、実際に対応していく。

ア 状況の把握

- 被害生徒から話を聴く
 - ・ 事実関係を丁寧に聴く。
 - ・ つらい気持ちを受け止める。
 - ・ 保護者の感情を受け止める。
- 周囲の生徒から話を聴く
 - ・ 正確かつ迅速に事実関係を把握する。
- 加害生徒から話を聴く
 - ・ 複数の教師で聴く。
 - ・ 事実確認と指導を混同しない。
 - ・ 事実関係を整理しながら進める。
 - ・ 食い違いがあった場合は必ず事実を再確認する。

イ 対応方針の決定

- 関係教師による対策チームを編成する。
 - ・ 窓口及び調整役（コーディネーター）を決める。
- 情報の共有と具体的な対応の見通しをもつ（ケース会議）。
 - ・ 教職員の役割を分担し、具体的な方策を決める。
 - ・ いじめの概要を、全職員に伝え、全校で取り組む体制を整える。
- 保護者に報告する。
 - ・ 被害者と加害者の保護者に、明らかになった事実と経過、今後の予定を具体的に伝え、理解と協力を求める。

ウ 解消への取組

- 被害生徒へ
 - ・ 見守りを徹底し、安全と安心を確保する。
- 加害生徒へ
 - ・ いじめ行為を繰り返させない。

- ・ 自分の行為を振り返って、与えた傷の重大さを実感できるようにし、自省を促す。
- 周囲の生徒へ
 - ・ 被害者の立場に立ち、自らの態度を振り返らせる。
- 保護者へ
 - ・ 生徒にとって何が必要かを共に考える。
- いじめ解決の判断
 - ・ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や回りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

エ 再発防止

- 謝罪の場を設定する。
 - ・ 被害生徒の側に立って設定する。
- 全校体制で見守る。
 - ・ 全教職員で情報を共有し、いじめ行為を阻止する。
 - ・ 各々の教師が、生徒と共に過ごす時間を増やす。
 - ・ 関係のある生徒や保護者との面談を継続する。
- 指導の在り方を検証し、学級経営を点検する。
 - ・ 生徒の自尊感情を育む指導を推進する。

オ ネットいじめへの対応

事実を確認する。書き込みの内容とログ(書き込みの時間や IP アドレス等)を印刷する。

サイト管理者へ削除要請や警察署へ相談する。特に人命に関わることが考えられる場合には、速やかに報告する。

被害生徒と保護者の了解を得た上で、学年への指導を行う。

カ 警察との連携

傷害・暴行・窃盗・恐喝・器物破損等の犯罪行為として取り扱うべきものについては、いじめられている生徒を守るという観点から、早期に警察に連絡・相談し、連携を図る。

犯罪行為があった場合は、警察の協力を求めるという学校の方針を、日頃から保護者に周知し、理解を得ておく。

キ 専門家との連携

被害者はもちろん、加害者に対しても、スクールカウンセラー等による面談を行い、心のケアをすることで、いじめの原因や背景を探る。

家庭や友人関係等、生徒を取り巻く環境に問題を抱える場合は、スクールソーシャルワーカー等と連携する。また、虐待等が疑われる場合は、児童相談所等へ相談・通告を行い、連携して問題解決に当たる。

(5) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害^{*1}が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する^{*2}ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1・・・ 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

※2・・・ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

② 重大事態への対応

ア 町教育委員会への報告

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で、直ちに町教育委員会に報告する。

イ 被害生徒の保護

重大事態が発生した場合、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた生徒の心身の安全確保を行う。

ウ 重大事態の調査

調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。

エ 調査結果の提供及び報告

重大事態に係る調査結果について、関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切な方法で、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行うとともに、町長に報告する。